



## 籍訂正・免許証書換え交付申請手続

### 1 必要書類（提出書類は返却されません。）

- (1) 籍訂正・免許証書換え交付申請書
- (2) 金融機関の領収印が押印された領収済証明書（申請書に貼付）

※**関西広域連合又は滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県以外の都道府県知事免許に係る申請については、関西広域連合の納入通知書はお使いいただけません。**

**都道府県により、手数料額、納付方法等が異なりますので、必ず事前に免許証を発行した都道府県にご確認ください。**

- (3) 変更事項を証する戸籍抄（謄）本（発行日から**6か月以内のもの**をつけてください。） ※コピー不可  
※戸籍事項に変更が生じる都度、申請が必要ですが、やむをえず複数回の変更についてまとめて申請される場合は、変更の経過をすべて確認できる書類が必要です。この場合、すべての関係する除籍抄本も添付してください。  
※戸籍を変更した後に、その戸籍が改製されている場合（戸籍のある市町村がコンピュータ（電算）処理を開始した場合）、改製原戸籍も必要になります。  
※戸籍抄本等に変更経過が記載されていることを必ず確認の上、提出してください。  
日本国籍を有しない方は、次の書類を添付してください。
  - ・中長期在留者、特別永住者：「住民票（国籍等の記載があり、個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）」及び「変更事項を証する書類」
  - ・短期在留者：「旅券その他の身分を証する書類の写し」及び「変更事項を証する書類」（詳細は「日本の国籍を有しない方の添付書類」のとおり。）
- (4) 旧准看護師免許証  
※コピー不可
- (5) 提出期限（変更を生じた日の翌日から起算して**30日以内**）を過ぎている場合は、遅延理由書（別添様式による。）

### 2 記入上の注意

- (1) 用紙の大きさは、日本産業規格A4としてください。
- (2) **ゴシック文字**の箇所は、いずれかを選択してください。  
数字は右側につめて記入してください。 例「

	1	2
--	---	---

」
- (3) 字は、インク、ボールペン等（黒又は青に限る。）を用い、楷書（かいしょ）ではっきりと記入してください。
- (4) 「登録都道府県等」は、准看護師籍を登録された都道府県等（関西広域連合及び他の都道府県）です。
- (5) 「氏名」は、戸籍上の表記により記入してください。
- (6) 「（旧姓）」及び「（通称名）」は、**免許証に併記を希望される場合のみ**記入してください。

※**関西広域連合又は滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県以外の都道府県知事免許に係る申請については、旧姓併記が可能か当該都道府県に事前に確認してください。**

- (7) 「（その他事項）」は、**生年月日の訂正や性別の変更がある場合のみ**記入してください。
- (8) 日本国籍を有しない方は、本籍欄に国籍を、生年月日については西暦を記入してください。
- (9) 変更前の欄は、現在の准看護師籍登録内容（添付する免許証の本籍等）を記入してください。
- (10) 変更後の欄は、変更後の戸籍抄（謄）本を参照し、記入してください。また、やむをえず複数回の変更についてまとめて申請される場合は、変更の事由別に古い順から第1回・第2回欄に記入し、3回以上の場合は申請書を追加してください。
- (11) 申請内容についてお電話でお尋ねする場合がありますので、携帯電話等の、日中つながる電話番号を記入してください。

### 3 申請書の提出

籍訂正・免許証書換え交付申請書、添付書類の順に揃え、左肩をホチキス止めしてください。

(別添)

遅 延 理 由 書

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

平成・令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ により戸籍に  
変更を生じたので、30日以内に申請をしなければならぬと  
ころ 失念 ・ 法令不知 ・ その他 ( \_\_\_\_\_ )  
のため今日まで遅延いたしました。

今後注意をいたしますので手続についてよろしくお願いいたします。

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

( 関西広域連合長 ・ \_\_\_\_\_ 知事 ) 様

※ 登録都道府県等の長